

暴風警報・暴風雪警報・特別警報等が発令された時における対応について

暴風警報、暴風雪警報等が発令された場合や解除された場合は、下記のようにさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 始業前（午前7時の時点）に暴風警報・暴風雪警報が発令されている場合
(※市町ごとに発令されます)
→ 登校させないでください。自宅待機です。
2. 午前11時までに暴風警報・暴風雪警報が解除された場合
→ 「つながる連絡」にて、授業開始時刻等をお知らせします。余裕をもって登校させてください。
 - ・原則として集団登校は行いません。保護者が安全を確認の上、登校させてください。
 - ・道路の欠損、橋架の決壊、浸水等で登校しにくい地区は、地区委員さんから学校へ連絡してください。
 - ・学校到着が遅れても「遅刻」扱いにはしません。
3. 午前11時までに警報が解除されない場合
→ 休校です。登校させないでください。
4. 登下校の途上において暴風警報・暴風雪警報が発令された場合
→ 速やかに帰宅させます。
 - ・「つながる連絡」にて、保護者や関係者の方々等へ連絡します。
 - ・児童が安全に帰宅できるように学校職員の見回りを行います。保護者の方もご協力ください。
 - ・ただし、帰宅させることが危険と判断される場合には、学校に待機させ、場合によっては引き渡しにて帰宅させます。
5. 始業後に暴風警報、暴風雪警報等が発令された場合
→ 直ちに授業を中止して、速やかに帰宅させます。
 - ・「つながる連絡」にて、保護者や関係者の方々等へ、帰宅の措置をとることを連絡します。
 - ・ただし、帰宅させることが危険と判断される場合には、学校に待機させ、場合によっては引き渡しにて帰宅させます。

6. 特別警報・危険警報が発表された場合

- ・重大な災害が起こるおそれが著しく大きい以下の特別警報・危険警報が発表された場合は、前記の1～5の通り対応します。

◇暴風特別警報	◇暴風雪特別警報	◇大雪特別警報
◇ <u>レベル5大雨特別警報</u>	◇ <u>レベル4大雨危険警報</u>	
◇ <u>レベル5河川氾濫特別警報</u>	◇ <u>レベル4河川氾濫危険警報</u>	
◇ <u>レベル5土砂災害特別警報</u>	◇ <u>レベル4土砂災害危険警報</u>	

※ _____部が新たに加わりました。

7. その他

- ・暴風警報、暴風雪警報、特別警報等の発令に伴う非常時の連絡は「つながる連絡」でお知らせします。
- ・台風の進路、速度等、学校におかれている諸条件等により、上記にかかわらず市教育委員会や学校長の判断において、その都度適切な処置を講じます。
- ・暴風警報等が発令されていなくても、レベル3以下の大雨警報や雷注意報が発令されるなど、危険が明らかに予想される場合は、各家庭の判断で登校を見合わせるなど安全最優先での対応をしてください。その場合は各家庭より学校（85-0009）に連絡してください。